

一般貨物自動車運送事業とは、トラックを使用して、お客様の荷物を運送する事業のことをいいます。運送の依頼を受け運賃を受け取る場合はこの事業に該当し、一般に営業ナンバーと言われます。この営業ナンバーを取得し、貨物自動車運送事業を始めるには、運輸局の許可が必要となります。

許可を受けるためには、貨物自動車運送事業法及び関東運輸局長が定め公示した基準に適合しなければなりません。本日はその基準の中で最も重要な「人、施設、資金」の3つの要件についてお伝えいたします。

#### 営業ナンバー(許可)を取得するための3つの要件

<p><b>人の確保</b></p> <p>*許可の申請時にはいずれも選任予定。確保予定でも可能です。</p>	<p><b>運行管理者</b> (29台以下は1名)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行管理資格者を事業開始までに確保できること</li> <li>・資格者とは運行管理試験に合格し「資格者証のあること」 試験は国家試験であり毎年8月と3月に行われ、申し込み期間は4月と11月頃。</li> <li>・「常勤の社員」であること。</li> </ul>
	<p><b>整備管理者</b> (1名)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3級以上の整備士資格を有すること</li> <li>・実務経験資格の場合は、 認証のある工場での2年以上整備の実務経験があること又は自動車運送事業者の整備管理者又は補助者として車両の管理業務について2年以上の実務経験があること。 整備管理者選任前講習を終了していること。 同一営業所であれば運行管理者と兼任できます。</li> </ul>
	<p><b>運転者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転者数は計画する車両数に見合うこと</li> <li>・契約社員などは2ヶ月以上の契約があること</li> </ul>
	<p><b>役員</b> (法令試験に合格すること) 平成20年7月1日申請より、運送業に専従する常勤の役員1名</p> <p><b>欠格事由</b> 次のいずれかに該当する者は許可を受けることができない</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一年以上の懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行をおわり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</li> <li>2. 一般貨物運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取り消しを受け、その取消の日から二年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取り消しに係わる聴聞の通知が到達した日前60日以内にその法人の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)であった者で当該取り消しの日から2年を経過しないものを含む)</li> <li>3. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であって、その法定代理人が前2号のいずれかに該当する者</li> </ol>

	<p>4. 法人であって、その役員のうち前3号のいずれかに該当するものがある場合</p> <p>5. 法人の業務を執行する役員が、貨物自動車運送事業法または道路運送法の違反により申請日前3ヶ月間（悪質な違反については6ヶ月間）又は申請日以降に、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者ではないこと その他法令遵守状況に著しい問題があると認められる者でないこと</p>
<p>施設の確保</p>	<p><b>営業所</b></p> <p>○使用権限を有すること 自己所有の場合は登記簿謄本、借入の場合賃貸契約書（1年以上の契約）又は使用承諾書（使用目的が運送業事務所として使用可のこと）</p> <p>○都市計画法、建築基準法、農地法に抵触しないこと 農地法 → 農業振興地域でないこと。土地の地目が田や畑だと宅地や雑種地に変更する必要があります。 都市計画法 → 市街化調整区域でないこと。各用途に見合った使い方ができるかどうか調査する必要があります。 第一種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域等。 建築基準法 → 建築確認に適合していること、違法建築ではないか等。 *「市街化調整区域」の場合は基本的に不許可。事前に調査する必要があります。市街化調整区域内住居でも築20年経過すれば用途は第2種低層住居区域と同じになる。また市街化区域でも用途地域によっては事務所として建築基準法に抵触する場合があります。</p> <p>○適切な広さ、規模であること。自宅でも可</p> <p><b>休憩・睡眠施設</b></p> <p>○使用権限を有すること ○睡眠を与える場合、乗務員一人当たり2.5㎡以上の睡眠施設 ○原則として営業所または車庫に併設であること</p> <p><b>車庫</b></p> <p>原則として営業所に併設。例外として営業所から10キロ以内。東京都区内、横浜市、川崎市は20キロ以内</p> <p>○農地法、都市計画法などに抵触しないこと。農地は不可 ○使用する車両の幅が、出入り口の前面道路の幅にたいして原則として<b>車両制限令</b>に違反しないこと。一般市街地で歩道がない場合、車庫前の道路の総幅は幅員証明により（車幅×2倍+1、5m）以上 ○車庫の付近において交通安全上支障がないこと（交差点、バス停、保育園学校等の状況） ○1台分の広さの目安 2tまで15㎡、2tロング20㎡、7、5tまで28㎡、7、</p>

	<p>5 t 以上 38 m<sup>2</sup> ○前面道路が国道の場合、幅員証明は不要</p> <p><b>車両</b> ○大きさ、構造が輸送する貨物に適切であること。 営業所毎に5台以上 ○零きゅう、一般廃棄物、離島では1台以上 ○自動車NOX法などで一年以上使用できること ○新車、中古車、リース車いずれも申請時点では見積書でも可 ○使用権限を有することの裏づけがあること</p>
資金計画	<p><u>自己資金が次に掲げるものの合算の2分の1に相当する金額以上</u>であること</p> <p>ア. 車両費 取得価格 リースの場合は一年分 イ. 建築費 取得価格 賃貸の場合は一年分 ウ. 土地費 取得価格 賃貸の場合は一年分 エ. 保険料 強制賠償保険料の一ヵ年分 任意保険の一ヵ年分 オ. 各種税 重量税、自動車税、登録免許税、消費税の一ヵ年分 カ. 運転資金 人件費、燃料費、油脂費、車両修理費、などの二ヶ月分</p> <p><b>資金の証明</b> 新設法人の場合は資本金額 既存法人の場合は貸借対照表に基づき不足する場合は増資する旨の議事録とその出資にかかわる引受書 個人申請の場合は残高証明書など</p>
法人の定款	目的が貨物自動車運送事業であること
その他	<p>許可後一年以内に事業の開始届をしない場合失効になります。 登録免許税 12万円</p>

その他、許可を取得するまでには社会保険の加入や就業規則の整備、36協定の届出等さまざまな要件がございますので、許可取得をご検討の方は、お気軽にご相談ください。

以上